

国民年金保険料口座振替納付申出書

(表面)

様式コード 4 6 5 6	S1年 年金事務所長 あて	国民年金保険料口座振替納付申出書 兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)	
年月日		国民年金保険料を口座振替により納付したいので申し込みます。 また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込 について、「還付金振込方法」とお申し込みします。	
国民年金被保険者	基礎年金番号	生年月日	電話番号種別 電話番号
		年月日	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他
氏名	住所		
フリガナ			
指定預金口座	金融機関名	支店名	預金種別 口座番号(右詰めで記入)
銀行等 ゆうちょ銀行	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1		0 -	
フリガナ	振込方法		
口座名義人氏名	国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、 振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。		
	希望しません		

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
※ 通常お申し込み1~2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。
※ ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。
※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。

(裏面)

国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。

- **保険料が割引されます。**
口座振替により、まとめて納付(前納)、当月末引き落とし(早割)にすると、保険料が割引されお得です。
- **納め忘れがなく確実です。**
保険料はお客様の預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく確実です。
※保険料を納め忘れると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給要件を満たさず、年金が受け取れなくなる恐れがあります。
- **手続きは簡単です。**
口座振替納付申出書は、年金事務所や金融機関等の窓口にご提出ください。
なお、この申出書によらず、**マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きをすることも可能です。**いつでも簡単に手続きできますので、ぜひご利用ください。
(一部の金融機関では対応できません。)
詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。 [国民年金 口座振替 電子申請 検索](#)
- **国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書(年金事務所用) および国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)の両方をご提出ください。**

< 国民年金保険料口座振替に関する約定 >

- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
- 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じて、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

< 記入例 >

様式コード 4 6 5 6	S1年 年金事務所長 あて	国民年金保険料口座振替納付申出書 兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)	
令和7年4月1日		国民年金保険料を口座振替により納付したいので申し込みます。 また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込 について、「還付金振込方法」とお申し込みします。	
国民年金被保険者	基礎年金番号	生年月日	電話番号種別 電話番号
	0000-999999	昭和43年4月5日	1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他 03-9999-9999
氏名	住所		
年金 太郎	千代田区霞が関1-2-2		
フリガナ	ネンキン タロウ		
指定預金口座	金融機関名	支店名	預金種別 口座番号(右詰めで記入)
銀行等 ゆうちょ銀行	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所	1 普通 2 当座
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1		0 -	
フリガナ	振込方法		
口座名義人氏名	国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、 振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。		
	希望しません		

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
※ 通常お申し込み1~2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。
※ ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。
※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。

振替方法欄の希望する振替方法の番号に○印をつけてください。

- 「1 翌月末振替」……………前月分の保険料を翌末日に振替する方法です。
「2 6カ月前納」……………6カ月前(上期:4月~9月分、下期:10月~当年度3月分)の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替する方法です。
「3 1年前納」……………1年分(4月~当年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。
「4 当月末振替(早割)」……………当月分の保険料を当月末日に振替する方法です。
「5 2年前納」……………2年分(4月~翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。
「6 2年前納(4月開始)」……………2年分(4月~翌年度3月分)の保険料を4月末日にまとめて振替する方法です。

振替方法「2」、「3」、「5」、「6」を選択する場合、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なります。

- 初回振替の際は、初回振替日が属する月分(振替日が金融機関の休業日となる場合は、振替日の属する月の前月分)から、当年度3月分(2年前納の場合は翌年度3月分)までを一括振替します(②、③の場合を除く。)
 - 6カ月前納の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6カ月前納を開始します。
 - 2年前納(4月開始)の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。
- ※「2年前納(4月開始)」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出(必着)してください。なお、2月末までにご提出いただいた場合でも、口座の確認に時間を要した場合など4月の口座振替に間に合わない場合があります。この場合、5月末に、割引のない4月分保険料と5月分から翌々年3月分までの23カ月前納保険料を振替します。

金融機関への届出印を鮮明に押印してください。
【ご注意ください】
国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)の記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印(届出印)を押印してください。

太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。

銀行等使用欄 印照合 受付	国民年金保険料口座振替依頼書 (金融機関・ゆうちょ銀行用)	
年月日		国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の 約定を確約のうえ依頼します。
国民年金被保険者	基礎年金番号	生年月日 電話番号種別 電話番号
		年月日 1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他
氏名	住所	
フリガナ		
指定預金口座	金融機関名	支店名 預金種別 口座番号(右詰めで記入)
銀行等 ゆうちょ銀行	1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合	1 本店 3 本所 2 支店 4 支所
種目コード	契約種別コード	通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1		0 -
フリガナ	届出印	
口座名義人氏名	振替方法	
	国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、 振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。	
	希望しません	

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
※ 通常お申し込み1~2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。
※ ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。
※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。

※振替方法の説明
①振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
②振替方法「2」、「3」、「5」、「6」について、残高不足等により振替できなかった場合、前納分の再振替は行いません。次の前納振替まで自動的に割引のない翌月末の振替となります。
③一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納および早割は利用できないため、翌月末振替となります。